福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程

（平成 25 議会規程 2・題名改称）
平成 13 年 3 月 29 日
議会規程第 1 号

（趣旨）

第１条　この規程は、福岡市政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年福岡市条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第２条　会派の代表者（以下「代表者」という。）及び交付対象議員（条例第４条第２項に規定する議員をいう。以下同じ。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付申請書（様式第１号（会派用）又は様式第１号（議員用））を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。

２　代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務活動費交付変更申請書（様式第２号）を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。

３　交付対象議員は、第１項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務活動費交付申請事項変更届（様式第３号）を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。

４　代表者及び交付対象議員は、第１項に定める場合のほか、毎年４月１日（その日が休日（福岡市の休日を定める条例（平成２年福岡市条例第 52 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）に第１項の政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

（会派の届出等）

第３条　条例第 11 条に規定する会派の届出の様式は、会派結成届（様式第４号）、会派異動届（様式第５号）及び会派解散届（様式第６号）によるものとする。

２　議長は、前項の届出を受理したときは、会派届出通知書（様式第７号）により市長に通知しなければならない。

（収支報告書の様式）

第４条　条例第 12 条第１項に規定する収支報告書の様式は、政務活動費収支報告書（様式第８号（会派用）及び様式第８号（議員用））によるものとする。

（収支報告書等の写しの送付）

第５条　議長は、条例第 12 条第１項の規定により提出された収支報告書及び条例第 13 条第２項の規定により提出された領収書等の証拠書類の写しの写しを市長に送付するものとする。

（収支報告書等の閲覧）

第６条　条例第 16 条第２項に規定する収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）からすることができる。

２　前項の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

別記様式

様式第１号（会派用）

政務活動費交付申請書

年　　月　　日

（あて先）福岡市長
（福岡市議会議長経由）

会 派 名
代 表 者

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第２条第１項及び第４項の規定により、下記のとおり　　年度政務活動費について申請します。

記

１　所属議員数　　人　（　　月　　日現在）

２　申　請　額　　円　（　　年　　月～　　年　　月分）

様式第１号（議員用）

政務活動費交付申請書

年　　月　　日

（あて先）福岡市長
（福岡市議会議長経由）

会 派 名
議 員 名

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第２条第１項及び第４項の規定により、下記のとおり　　年度政務活動費について申請します。

記

１　所属会派名

２　申　請　額　　円　（　　年　　月～　　年　　月分）

様式第２号

政務活動費交付変更申請書

年　　月　　日

（あて先）福岡市長
（福岡市議会議長経由）

会 派 名
代 表 者

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第２条第２項の規定により、下記のとおり　年度政務活動費について変更を申請します。

記

１　変 更 時 期

２　所属議員数　　人（変更前　　人）

３　申　請　額　　円（変更前　　円）

様式第３号

政務活動費交付申請事項変更届

年　　月　　日

（あて先）福岡市長
（福岡市議会議長経由）

会 派 名
議 員 名

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第２条第３項の規定により、下記のとおり　　年度政務活動費申請事項の変更について届け出ます。

記

１　変 更 時 期

２　所属会派名

様式第４号

会　派　結　成　届

年　　月　　日

（あて先）福岡市議会議長

会 派 名
代 表 者

福岡市政務活動費の交付に関する条例第11条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　会　派　名

２　代　表　者

３　経理責任者

４　所属議員数

５　所属議員氏名

様式第５号

会　派　異　動　届

年　　月　　日

（あて先）福岡市議会議長

会 派 名
代 表 者

福岡市政務活動費の交付に関する条例第11条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　異動年月日

２　異 動 内 容

様式第６号

会　派　解　散　届

年　　月　　日

（あて先）福岡市議会議長

会 派 名
代 表 者

福岡市政務活動費の交付に関する条例第11条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　会　　派　　名

２　解散年月日

様式第７号

会 派 届 出 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

（あて先）福岡市長

福岡市議会議長

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第３条第２項の規定により、下記のとおり届出がありましたので通知します。

記

１　会　派　名

２　届 出 事 由

３　会派から議長に対する届出書の写し（別添）

様式第８号（会派用）

政務活動費収支報告書

年　　月　　日

（あて先）福岡市議会議長

会　派　名
代　表　者
経理責任者

福岡市政務活動費の交付に関する条例第12条第１項の規定により、下記のとおり　　年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

１　収　入

項　　目	金　　額	摘　　要
政務活動費交付金	円	
預　金　利　息		
合　　計		

２　支　出

項　　目	金　　額	摘　　要
資料作成費	円	
資料購入費		
研究研修費		
広　報　費		
広聴・住民相談費		
要請・陳情活動費		
会　議　費		
補助員等雇用費		
調査旅費		
事務所費		
諸事務費		
合　　計		

３　剰余金

収入額　　円　－　支出額　　円　＝　差引残額　　円

様式第８号（議員用）

政務活動費収支報告書

年　　月　　日

（あて先）福岡市議会議長

会　派　名
議　員　名

福岡市政務活動費の交付に関する条例第12条第１項の規定により、下記のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

１　収　入

項　　目	金　　額	摘　　要
政務活動費交付金	円	
預　金　利　息		
合　　計		

２　支　出

項　　目	金　　額	摘　　要
資料作成費	円	
資料購入費		
研究研修費		
広　　報　　費		
広聴・住民相談費		
要請・陳情活動費		
会　　議　　費		
補助員等雇用費		
調　査　旅　費		
事　務　所　費		
諸　事　務　費		
合　　計		

３　剰余金

収入額　　円　－　支出額　　円　＝　差引残額　　円

附　則

（施行期日）

この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月29日議会規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日前に交付すべき事由の生じた政務調査費に係る収支報告書の様式及び会計帳簿等の保管については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月27日議会規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、平成20年４月分以後の政務調査費について適用し。同年３月分以前の政務調査費については、なお従前の例による。

附　則（平成25年２月28日議会規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成25年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程別記様式の規定は、福岡市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年福岡市条例第５号)の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に福岡市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例による改正前の福岡市政務調査費の交付に関する条例(平成13年福岡市条例第２号)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月３日議会規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程別記様式の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月６日議会規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年５月２日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。